5　法第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第三項まで並びに第二十一条第二項の規定による国土交通大臣の権限は、法第七条第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者又は認定研究開発・成果利用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

6　法第七条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を法第八条第四項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第三項まで並びに第二十一条第二項の規定による環境大臣の権限は、法第七条第一項の規定により研究開発・成果利用事業計画の認定を受けようとする者又は認定研究開発・成果利用事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

別記様式第１号（第２条関係）

研究開発・成果利用事業計画に係る認定申請書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

申請者
住　　所
氏　　名　　印

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第７条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）
１　「申請者」には、研究開発・成果利用事業を行う全ての者を記載すること。
２　申請者が法人の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
４　氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（別紙）

研究開発・成果利用事業計画

１　事業名
２　研究開発・成果利用事業に参加する者の概要
⑴　申請者の概要

申請者（代表者）
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③法人の場合はその代表者の氏名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種
①：　　⑤： ②：　　⑥： ③：　　⑦： ④：電話番号： ＦＡＸ番号： 担当者名：
共同申請者（共同して申請する者がいる場合に記載）
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③法人の場合はその代表者の氏名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種
①：　　⑤： ②：　　⑥： ③：　　⑦： ④：電話番号： ＦＡＸ番号： 担当者名：

⑵　研究開発・成果利用事業に協力する大学、研究機関等（以下「協力者」という。）がある場合には、その概要

①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③法人の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、 ⑧研究開発・成果利用事業におけるその役割
①：　　⑤： ②：　　⑥： ③：　　⑦： ④：電話番号：　　⑧： ＦＡＸ番号： 担当者名：

（備考）
１　共同申請者又は協力者が２者以上存在する場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。
２　個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。